

大洲市地域おこし協力隊導入支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、大洲市地域おこし協力隊導入支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

大洲市地域おこし協力隊導入支援業務

(2) 業務の目的

別添「大洲市地域おこし協力隊導入支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年2月末日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金1, 210, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。
- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年6月3日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和6年6月3日(月)から 令和6年6月5日(水)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和6年6月6日(木)
④ 参加申込書の提出期限	令和6年6月7日(金)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和6年6月11日(火)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和6年6月12日(水)から 令和6年6月19日(水)まで
⑦ プレゼンテーション	令和6年6月26日(水)
⑧ 審査結果の通知	令和6年6月下旬予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和6年6月下旬予定
⑩ 審査結果の公表	令和6年6月下旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日
令和6年6月3日（月）
- ② 公表方法
大洲市公式ホームページ
- ③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。また、総合政策部地域振興課でも配布します。

URL：<http://www.city.ozu.ehime.jp//soshiki/chiikishinkou/60810.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものと

し、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月5日（水）午後5時までとします。（メールによる受信確認は、6月5日の午後5時までとします。）なお、土日祝日は受付を行いません。

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

地域振興課 E-mail : chiikishinkouka@city.ozu.ehime.jp

電話番号 : 0893-57-9989 （直通番号）

4) 回答方法

令和6年6月6日（木）午後1時以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書（様式2）

2) 会社概要（様式3）

3) 誓約書（様式4）

4) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、競争入札参加資格の認定を受けていない者は、信用確認のため次に掲げる書類を提出してください。

ア. 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

イ. 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し

ウ. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

エ. 市内に本店または営業所を有する法人にあつては、直近年度の税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に店または営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納でないことが確認できるもの）

オ. 個人にあつては直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ. 社会保険等に加入していることを証明する書類（適用除外を誓する書類を含む）

- ② 提出期限
令和6年6月7日（金）午後5時必着
- ③ 提出場所
大洲市総合政策部地域振興課
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
- ④ 提出方法
郵送又は持参
※受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。
- ⑤ 提出部数
提出書類 正本1部 副本5部
- ⑥ 参加資格確認結果
参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果通知書（様式5）を電子メール及び文書で送付します。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類
本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書表紙（様式6）

2) 下記の提案項目を含んだ企画提案書

（様式自由。ただし、用紙サイズは A4 判とし、両面印刷で作成してください。ただし、これにより難しい場合は A3 判の使用も可とします。ページ数は、表紙を除き 30 ページ以内とします。）

【提案項目】

別紙「大洲市地域おこし協力隊導入支援業務仕様書」をもとに、できる限り具体的に提案し、簡素な文書を用い、分かりやすい表現となるよう記載してください。

ア 企画提案内容

- ・地域おこし協力隊制度理解セミナー及び地域おこし協力隊導入支援ワークショップの開催時期、プログラム、講師等を示すこと

イ 業務実施スケジュール

- ・全体スケジュール及び進捗管理方法について記載すること。

ウ 実施体制・事務連絡体制（想定される関係機関などの必要な連絡体制、手法等）

- ・本業務の遂行に係る業務管理責任者及び従事者全体（再委託先も含

む。)の体制図を示すこと。

- ・業務管理責任者及び従事者について
- ・本市と事業者の役割分担

エ 類似業務取扱実績

3) 見積書(任意様式。項目別内訳を記載すること。)

② 提出期間

令和6年6月12日(水)から令和6年6月19日(水)午後5時まで(受付時間帯は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。)

③ 提出場所

大洲市総合政策部地域振興課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本5部

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施日程

令和6年6月26日(水)予定(質疑応答含め1者につき30分程度)

※詳細については、企画提案者に別途連絡します。

※参加者が1者のみの場合、企画提案書のみを審査し、最低基準点を満たしている場合は受託候補者として決定します。

※参加者が多数となった時は、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合があります。

② 実施方法

1) 事業における責任者が提案企画書についての説明を行うこと。

2) 説明は20分以内、質疑応答は10分程度とします。

3) 説明は、提出した企画提案書のみを使用して行うこと。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市地域おこし協力隊導入支援業務プロポーザル審査委員会」が行います。なお、参加者が1者のみの場合、書類審査のみを実施し、最低基準点を満たしている場合は受託候補者となります。

評価項目	評価ポイント	配点
業務理解	業務の目的、委託内容を的確に理解しているか。業務の目的達成に向けた適切な考え方やコンセプトが明確であるか。	20
実施体制	業務遂行に妥当な組織編制、人員配置となっているか。	20
遂行能力	企画提案者の事業内容、類似事業の実績は業務遂行に適しているか。	20
実現性	全ての業務工程においてスケジュールは適切か。提案内容は具体的で実現性があるか。	30
経費	積算が予算の範囲内であり、内容が妥当か。	10

(2) 審査方法

提出された企画提案書を、本市が設置する審査委員会において評価基準に基づき採点します。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。また、受託候補者の次に合計点が高い事業者を次点者としします。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者としします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和6年6月下旬頃、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書(様式7)を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。
なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- その他の留意事項は次のとおりです。
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(市からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式8)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例(平成17年大洲市条例第10号)に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
担当部署 大洲市総合政策部地域振興課活力創造係
電話番号 0893-57-9989
FAX 番号 0893-24-0080
E-mail chiikishinkouka@city.ozu.ehime.jp